

彙報

食糧管理法
所得稅法中改正法律

恩給法中改正法律
民法中改正法律

部會ニ部會長ヲ置ク内閣總理大臣ノ指名スル國務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 國務大臣ハ隨時會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第八條 内閣總理大臣必要アリト認ムルトキハ専門委員其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ開陳セシムルコトヲ得

大東亞建設審議會官制に於ける重要事項の調査審議機關たることを目的として制定せらるることとなつた大東亞建設審議會の官制は昭和十七年二月二十一日付官報を以て公布せられた。之を掲げれば以下の如くである。

大東亞建設審議會官制

(昭和十七年二月二十五日勅令第九十号)

第一條 大東亞建設審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ大東亞建設ニ關スル重要事項（軍事及外交ニ關スルモノヲ除ク）ヲ調査審議ス。大東亞建設審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 大東亞建設審議會ハ總裁一人及委員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス。幹事長ハ企畫院總裁ヲ以テ之ニ充ツ。幹事長ハ企畫院總裁ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及幹事輔佐ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ。

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ。委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス。

第四條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 總裁ハ會務ヲ總理ス

第六條 内閣總理大臣ハ必要ニ依リ大東亞建設審議會ノ職務ヲ代理ス

第七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民體力法中改正法律
健康保險法中改正法律
國民健康保險法中改正法律